

○習志野市附属機関設置条例

令和 8 年 3 月 3 0 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、別表に定めるところにより、附属機関を置く。

(委員)

第 3 条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 執行機関は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。

(会長等及び職務代理者)

第 4 条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び会長等の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を置く。

2 会長等は、当該附属機関の会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 職務代理者は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときはその職務を代理する。

(臨時委員)

第 5 条 附属機関に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第6条 附属機関に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員（臨時委員及び専門委員を含む。第11条において同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第8条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、議長となる。ただし、会長等及びその職務を代理する者とともに事故があるとき又はこれらの者がともに欠けたときの会議は、執行機関が招集する。

2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、会長等が必要と認めたときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により開催することができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

6 附属機関は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 附属機関は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

(罰則)

第 11 条 第 7 条の規定に違反して秘密を漏らした習志野市行政不服審査会の委員及び当該委員の職を退いた者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(習志野市長期計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 習志野市長期計画審議会条例 (昭和 44 年条例第 35 号)

(2) 習志野市住居表示審議会条例 (昭和 41 年条例第 4 号)

(3) 習志野市特別職報酬等審議会条例 (昭和 40 年条例第 14 号)

(4) 習志野市市有財産調査委員会条例 (昭和 36 年条例第 7 号)

(5) 習志野市通学区域審議会条例 (昭和 43 年条例第 3 号)

(6) 習志野市青少年問題協議会設置条例 (昭和 38 年条例第 10 号)

(7) 習志野市スポーツ推進審議会条例 (昭和 47 年条例第 30 号)

(8) 習志野市史編さん委員会条例 (昭和 57 年条例第 8 号)

(9) 習志野市福祉問題審議会条例 (昭和 54 年条例第 23 号)

(10) 習志野市子ども・子育て会議条例 (平成 25 年条例第 16 号)

(11) 習志野市障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例 (平成 18 年条例第 3 号)

(12) 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会条例 (平成 25 年条例第 22 号)

(13) 習志野市環境審議会条例 (平成 17 年条例第 2 号)

(14) 習志野市建築審査会条例 (平成 25 年条例第 23 号)

(15) 習志野市都市計画審議会条例 (平成 12 年条例第 4 号)

(16) 習志野市消防委員会条例 (昭和 34 年条例第 9 号)

(17) 習志野市防災会議条例 (昭和 38 年条例第 8 号)

(18) 習志野市国民保護協議会条例 (平成 18 年条例第 2 号)

(19) 習志野市空家等対策協議会条例 (平成 27 年条例第 18 号)

（習志野市長期計画審議会条例等の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、前項の規定による廃止前のそれぞれの条例（同項第1号、第6号及び第10号に掲げる条例を除く。）の規定により設置されていた附属機関は、この条例の各相当規定により設置された附属機関となり同一性をもって存続するものとする。

4 施行日の前日において、附則第2項の規定による廃止前の同項第1号及び第10号に掲げる条例の規定により設置されていた次の表の左欄に掲げる附属機関は、当該右欄に掲げる附属機関となり同一性をもって存続するものとする。

習志野市長期計画審議会	習志野市総合計画審議会
習志野市子ども・子育て会議	習志野市こども若者会議

5 施行日の前日において、附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例（同項第6号に掲げる条例を除く。）の規定により設置されていた附属機関の委員であって、その任期が施行日を含むものにあつては、施行日以後においても、第2条の規定により設置された附属機関の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会及び習志野市環境審議会の委員が前項の規定によりなお従前の例により在任する間は、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会及び習志野市環境審議会の定数については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日の前日において、附則第2項の規定による廃止前の習志野市青少年問題協議会設置条例（次項において「旧条例」という。）の規定により設置されていた習志野市青少年問題協議会の委員であって、その任期が施行日を含むものの任期については、なお従前の例による。

8 習志野市青少年問題協議会の委員が前項の規定によりなお従前の例により在任する間は、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

9 施行日以後最初に委嘱される次の表の左欄に掲げる附属機関の委員の任期は、別表の規定にかかわらず、当該委嘱の日から当該右欄に掲げる日までとする。

習志野市都市計画審議会	令和10年3月31日
習志野市こども若者会議	令和9年6月30日

10 附則第2項の規定による廃止前の習志野市建築審査会条例（以下この項に

において「旧条例」という。)の規定により設置されていた習志野市建築審査会の委員であった者で、その職を退いたものに係る旧条例第7条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(習志野市名誉市民条例の一部改正)

- 1 1 習志野市名誉市民条例(平成16年条例第18号)の一部を次のように改める。

[次のよう略]

(習志野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

- 1 2 習志野市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第8号)の一部を次のように改める。

[次のよう略]

(習志野市情報公開条例の一部改正)

- 1 3 習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号)の一部を次のように改める。

[次のよう略]

(習志野市個人情報保護法施行条例の一部改正)

- 1 4 習志野市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第12号)の一部を次のように改める。

[次のよう略]

(習志野市行政不服審査法施行条例の一部改正)

- 1 5 習志野市行政不服審査法施行条例(平成27年条例第23号)の一部を次のように改める。

[次のよう略]

(習志野市男女共同参画推進条例の一部改正)

- 1 6 習志野市男女共同参画推進条例(平成16年条例第2号)の一部を次のように改める。

[次のよう略]

(習志野市公共施設等再生基本条例の一部改正)

- 1 7 習志野市公共施設等再生基本条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 18 習志野市職員の退職手当に関する条例（昭和36年条例第7号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例の一部改正）

- 19 習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 20 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第7号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市文化財保護条例の一部改正）

- 21 習志野市文化財保護条例（昭和45年条例第47号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例）

- 22 習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市国民健康保険条例の一部改正）

- 23 習志野市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市介護保険条例の一部改正）

- 24 習志野市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例の一部改正）

25 習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例（平成24年条例第21号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市産業振興基本条例の一部改正）

26 習志野市産業振興基本条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市中小企業資金融資条例の一部改正）

27 習志野市中小企業資金融資条例（昭和45年条例第18号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正）

28 習志野市自転車等の放置防止に関する条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の一部改正）

29 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市防災地区の指定に関する条例の一部改正）

30 習志野市防災地区の指定に関する条例（昭和48年条例第37号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正）

31 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市交通安全推進に関する条例の一部改正）

３２ 習志野市交通安全推進に関する条例（昭和４０年条例第１５号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（習志野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

３３ 習志野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和４１年条例第１８号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

別表（第２条）

附属機関の属する執行機関		附属機関	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
市長	１	習志野市総合計画審議会	本市の総合計画の策定について調査審議すること。	１ 学識経験者 ２ 市議会議長 ３ 各常任委員会の委員長 ４ 公募に応じた市民	１５人以内	２年
	２	習志野市市有財産調査委員会	１ 市有財産の処分について調査審議すること。 ２ その他市有財産に関し必要な事項を調査審議すること。	１ 財産に関し識見を有する者 ２ 市議会議員 ３ 農業委員会委員	１０人以内	２年（その職にあるため委員となった者にあつては、在職期間又は２年のいずれか短

					い期間)
3	習志野市公共施設等再生推進審議会	公共施設等（公共施設等再生基本条例第2条第1号に規定する公共施設等再生をいう。以下同じ。）の再生（同条第2号に規定する再生をいう。以下同じ。）に関する事項を調査審議すること。	1 公共施設等の再生に関し識見を有する者 2 公募に応じた市民	6人以内	2年
4	習志野市住居表示審議会	住居表示整備事業の実施に関する事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 関係行政機関又は公益的機関の職員 3 市議会議員 4 その他市長が必要と認める者	10人以内	委嘱の日から諮問事項に係る調査審議が終了する日まで
5	習志野市名誉市民選考委員会	名誉市民の選考等について調査審議すること。	1 学識経験者 2 市議会議員 3 その他市長が必要と認める者	10人以内	委嘱の日から諮問事項に係る調査審議が終了する日まで
6	習志野市行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第8条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属する事項	審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律及び条例又は行政に関して識見を	5人以内	2年

			有する者		
7	習志野市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議すること。	1 学識経験者 2 その他市長が必要と認める者	5人以内	委嘱の日から諮問事項に係る調査審議が終了する日まで
8	習志野市表彰候補者選考委員	市政の発展、市民の福祉の増進に顕著な功績又は模範として推奨に値する功績若しくは善行のあったものの表彰に関する事項を調査審議すること。	1 習志野市社会福祉協議会を代表する者 2 習志野商工会議所を代表する者 3 市長 4 副市長 5 教育長 6 消防長	6人以内	在任又は在職期間
9	習志野市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第39条第2項に規定する事務に関すること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項に規定する者	40人以内	2年
10	習志野市防災会議	1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項の規定により地域防災計画を作成し、及びその	1 自主防災組織を構成する者又は学識経験者 2 消防団長 3 指定地方行政	45人以内	2年

		実施を推進すること。 2 災害対策基本法第16条第1項の規定により市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 3 前項の重要事項に関し、市長に意見を述べること。 4 その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。	機関の職員 4 千葉県職員 5 千葉県警察の警察官 6 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 7 市長 8 教育長 9 消防長 10 市職員 11 その他市長が必要と認める者		
1 1	習志野市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額を審議し、これに関し必要と認める事項を市長に答申し、又は建議すること。	1 学識経験者 2 公共的団体等を代表する者	3 人	2 年
1 2	習志野市退職手当審査会	1 習志野市職員の退職手当に関する条例第18条の退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること。 2 習志野市企業職員の給与の種類及び基準を	1 学識経験者 2 その他市長が必要と認める者	3 人	委嘱の日から諮問事項に係る調査審議が終了する日まで

		定める条例（昭和４１年条例第１８号）第１５条第５項の退職手当の支給制限等の処分について調査審議すること。			
13	習志野市個人情報保護審議会	1 習志野市個人情報保護法施行条例第１０条の規定による実施機関からの諮問に応じ調査審議すること。 2 習志野市議会の個人情報の保護に関する条例第５０条の規定による議長からの諮問に応じ調査審議すること。	個人情報保護制度に関する識見を有する者	5人以内	2年
14	習志野市市民協働推進委員会	1 市民協働に関する施策の推進に関する事項を調査審議すること。 2 市民参加型補助金の補助対象事業の審査に関すること。 3 その他市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 市民活動団体関係者 3 公募に応じた市民 4 市職員 5 その他市長が必要と認める者	10人以内	2年
15	習志野市産業振興審議会	産業振興に関する事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 大学関係者 3 産業関係者 4 公募に応じた	15人以内	2年

			市民		
16	習志野市農業振興地域整備促進審議会	1 農業振興地域整備計画の策定又は変更に関する事項を調査審議すること。 2 農業振興地域整備計画に基づく事業の推進等に関する事項を調査審議すること。 3 その他農業振興に関し必要な事項を調査審議すること。	1 農業協同組合を代表する者 2 習志野市農業士等協会を代表する者 3 農業に従事する者 4 農業委員会委員 5 習志野市都市計画審議会委員	20人以内	2年（その職にあるため委員となった者にあつては、在職期間又は2年のいずれか短い期間）
17	習志野市男女共同参画審議会	1 習志野市男女共同参画推進条例第10条の基本計画の策定に関する事項を調査審議すること。 2 習志野市男女共同参画推進条例第13条第1項の苦情の申出の処理に関する事項を調査審議すること。 3 習志野市男女共同参画推進条例第10条の基本計画の推進状況の評価に関する事項を調査審議すること。 4 その他男女共同参画の推進に関する重要事	1 男女共同参画に関し識見を有する者 2 公募に応じた市民	12人以内	2年

		項を調査協議すること。			
18	習志野市安全で安心なまちづくり審議会	市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりに関する基本的施策及び基本的事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 習志野市連合町会連絡協議会を代表する者 3 防犯関係団体関係者 4 市民活動団体関係者 5 産業関係者 6 消防関係者 7 公募に応じた市民 8 関係行政機関の職員 9 市職員 10 教育職員 11 その他市長が必要と認める者	15人以内	2年
19	習志野市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条の規定により空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を協議すること。	空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第2項に規定する者	15人以内	2年
20	習志野市	自転車等の放置防止対策	1 学識経験者	10人以内	2年

	市 自 転 車 等 放 置 防 止 対 策 審 議 会	について重要事項を調査 審議すること。	2 習志野市連合 町会連絡協議会 を代表する者 3 鉄道事業者 4 一般乗合旅客 自動車運送事業 者 5 産業関係者 6 習志野警察署 の職員 7 関係行政機関 の職員 8 その他市長が 必要と認める者	人 以 内	
2 1	習 志 野 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会	国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 条第 2 項に規定する 国民健康保険事業の運営 に関する事項を審議する こと。	1 被保険者を代 表する者 2 保険医又は保 険薬剤師を代表 する者 3 公益を代表す る者 4 被用者保険等 保険者を代表す る者	4 人 4 人 4 人 1 人	3 年
2 2	習 志 野 市 福 祉 問 題 審 議 会	福祉に関する基本的かつ 総合的な施策に関する事 項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 福祉関係団体 等を代表する者 3 公募に応じた 市民	1 0 人 以 内	2 年

2 3	習 志 野 市 福 祉 有 償 運 送 運 営 協 議 会	1 福祉有償運送に係る 道路運送法（昭和26 年法律第183号）第 79条の規定による登 録（道路運送法第79 条の6第1項の規定に よる有効期間の更新の 登録及び道路運送法第 79条の7第1項の規 定による変更登録を含 む。）の申請に係る運 送の必要性及び旅客か ら收受する対価に関す る事項を調査審議する こと。 2 福祉有償運送に係る 道路運送法第79条の 12第1項第4号の規 定による業務の停止及 び登録の取消しに関す る事項を調査審議する こと。 3 福祉有償運送に係る 道路運送法第78条第 2号の自家用有償旅客 運送に関する重要事項 を調査審議すること。	道路運送法施行規 則（昭和26年運輸 省令第75号）第4 条の2第1項及び 第2項第2号に規 定する者	1 2 2 年 人 以 内
	2 4 習 志 野 市 新 型 イ ン フ	1 新型インフルエンザ 等対策特別措置法（平 成24年法律第31	1 新型インフル エンザ等及び感 染症に関し専門	1 5 2 年 人 以 内

	ル エ ン ザ 等 対 策 審 議 会	号) 第 2 条 第 1 号 の 新 型 インフルエンザ等 (以下「新型インフル エンザ等」という。) の 対 策 に 係 る 市 町 村 行 動 計 画 に 関 す る 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と 。 2 そ の 他 新 型 インフル エンザ等 の 対 策 に 関 し 必 要 な 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と 。 3 感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律 (平 成 1 0 年 法 律 第 1 1 4 号) 第 6 条 の 感 染 症 (新 型 インフルエンザ等 を 除 く。) そ の 他 の 重 篤 な 感 染 症 (以 下 「感 染 症」という。) の 対 策 に 関 す る 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と 。	知 識 を 有 す る 者 2 学 識 経 験 者 3 関 係 行 政 機 関 の 職 員 4 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者		
2 5	習 志 野 市 健 康 な ま ち づ く り 審 議 会	習 志 野 市 か ら だ ・ 心 ・ 歯 の 健 康 づ く り を 推 進 し、 地 域 社 会 全 体 で 個 人 の 健 康 を 支 え 守 る た め の 社 会 環 境 の 整 備 に 取 り 組 む ま ち づ く り 条 例 第 2 条 第 1 号 の 健 康 な ま ち づ く り 及 び 同 条 例 第 1 0 条 の 基 本	1 学 識 経 験 者 2 習 志 野 市 医 師 会 を 代 表 す る 者 3 習 志 野 市 歯 科 医 師 会 を 代 表 す る 者 4 習 志 野 市 薬 剤 師 会 を 代 表 す る	1 5 人 以 内	2 年

		計画に関する事項を調査 審議すること。	者 5 救急告示医療 機関（救急病院等 を定める省令（昭 和 3 9 年厚生省 令第 8 号）第 2 条 の規定により告 示された医療機 関をいう。）を代 表する者 6 公募に応じた 市民 7 関係行政機関 を代表する者 8 その他市長が 必要と認める者		
2 6	習 志 野 市 予 防 接 種 健 康 被 害 調 査 委 員 会	予防接種による健康被害 発生に際し、当該事例に ついて医学的見地から調 査審議すること。	1 習志野市医師 会に所属する医 師 2 関係行政機関 の職員 3 市職員	2 人 2 人 1 人	2 年
2 7	習 志 野 市 障 害 支 援 区 分 審 査 会	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 6 条第 2 項に規定する審 査判定業務を行うこと。	障害者等の保健又 は福祉に関する学 識経験者	1 0 人 以 内	2 年
2 8	習 志 野	1 障害者の日常生活及	1 指定障害福祉	3 5	3 年

	市 障 が い 者 地 域 共 生 協 議 会	び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第2項の規定による地域の実情に応じた体制の整備について協議すること。 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の障害者差別解消支援地域協議会として行う障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。 3 その他障害者の支援に関し必要な事項を調査審議すること。	サービス事業に従事する者 2 相談支援事業に従事する者 3 保健又は医療関係者 4 教育機関関係者 5 障害者雇用関係者 6 障害者団体関係者 7 権利擁護又は地域福祉関係者 8 関係行政機関の職員 9 その他市長が必要と認める者	人 以 内	
29	習 志 野 市 障 が い 者 基 本 計 画 策 定 委 員 会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の市町村障害者計画に関する事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 指定障害福祉サービス事業に従事する者 3 相談支援事業に従事する者 4 公募に応じた市民 5 障害者団体関係者	1 3 人 以 内	委 嘱 の 日 か ら 諮 問 事 項 に 係 る 調 査 審 議 が 終 了 す る 日 ま で
30	習 志 野	介護保険事業の運営に関	1 学識経験者	1 5	3 年

	市介護保険運営協議会	する事項及び介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項を調査審議すること。	2 保健及び医療関係者 3 福祉関係者 4 介護保険被保険者 5 介護保険事業者 6 その他市長が必要と認める者	人以内	
3 1	習志野市介護認定審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第38条第2項に規定する審査判定業務を行うこと。	介護保険法第15条第2項に規定する学識経験者	5 0 人以内	2 年
3 2	習志野市地域公共交通会議	1 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項を調査審議すること。 2 地域公共交通の検証に関する事項を調査審議すること。 3 その他地域公共交通に関し必要な事項を調査審議すること。	道路運送法施行規則第4条の2第1項及び第2項に規定する者	1 5 人以内	2 年
3 3	習志野市環境審議会	1 環境基本計画に関する事項を調査審議すること。 2 環境の保全に関する事項（環境基本法（平成5年法律第91号）	1 学識経験者 2 市議会議員 3 その他市長が必要と認める者	1 2 人以内	2 年

		第 4 4 条に規定する事項を含む。)を調査審議すること。 3 一般廃棄物の処理に関する事項(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)第 5 条の 7 に規定する事項を含む。)を調査審議すること。 4 自然の保護及び緑化の推進に関する事項を調査審議すること。 5 省エネルギー対策に関する事項を調査審議すること。 6 地球温暖化防止対策に関する事項を調査審議すること。 7 その他環境施策の推進に関し必要な事項を調査審議すること。			
3 4	習 志 野 市 都 市 計 画 審 議 会	都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 7 7 条の 2 第 1 項に規定する同法の規定によりその権限に属する事項及び都市計画に関する事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 公募に応じた市民 3 関係行政機関の職員 4 市議会議員	1 5	2 年 人 以 内

35	習志野市防災地区審議会	防災地区の指定に関する事項を調査審議すること。	法律、建築等の分野に関する学識経験者	5人	2年
36	習志野市特定建築行為紛争調停委員会	特定建築行為に伴う紛争を調停すること。	法律、建築等の分野に関する学識経験者	3人	2年
37	習志野市建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定により同法に規定する同意及び同法第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行うこと並びに同法の施行に関する重要事項を調査審議すること。	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	5人	2年
38	習志野市営住宅家賃検討委員会	市営住宅の家賃及び駐車場の使用料について調査審議すること。	1 学識経験者 2 福祉関係者 3 市営住宅入居者	6人以内	2年
39	習志野市営住宅入居者選考	習志野市営住宅等の設置及び管理に関する条例第8条第4項の住宅困窮度の判定基準等について調	1 学識経験者 2 習志野市社会福祉協議会を代表する者	5人以内	2年

	委員会	査審議すること。	3 習志野市民生 委員児童委員 4 習志野市高齢 者相談員		
40	習志野市こども若者会議	1 こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策の推進並びに同法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更について調査審議すること。 2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に規定する事務に関すること。	1 学識経験者 2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3 こども基本法第2条第1項のこどもの保護者 4 公募に応じた市民 5 その他市長が必要と認める者	18人以内	2年
41	習志野市医療的ケア実施検討委員会	1 必要とする医療的ケアの内容及び医療的ケア児の状況に関する事項を調査審議すること。 2 保育施設等の受け入れ体制に関する事項を調査審議すること。 3 医療的ケア実施の可否を調査審議すること。	1 医師 2 市職員 3 その他市長が必要と認める者	5人	2年

			4 その他医療的ケアの実施に当たり必要な事項を調査審議すること。			
	4 2	習志野市保育指導委員会	1 障害の内容及び適切な保育に関する事項を調査審議すること。 2 保育上必要な職員体制について調査審議すること。 3 通園及び家庭養育上の配慮に関する事項を調査審議すること。 4 その他保育の実施に当たり必要な事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 医師 3 市職員 4 教育職員 5 その他市長が必要と認める者	1 1 人以内	2 年
	4 3	習志野市消防委員会	消防行政に関する重要事項について調査審議すること。	1 学識経験者 2 消防関係者 3 市議会議員	9 人	2 年
教育委員会	1	習志野市通学区域審議会	市が設置する幼稚園・小学校・中学校及び高等学校の通学区域の適正を期するため、通学区域について調査審議すること。	1 学識経験者 2 市議会議員 3 公立学校長 4 市職員	1 0 人以内	2 年
	2	習志野市いじめ問題対策委員会	1 いじめの防止、早期発見及びいじめの対処のための対策について調査審議すること。 2 いじめ防止対策推進	1 学識経験者 2 その他教育委員会が必要と認める者	5 人以内	2 年

		法第28条第1項に規定する重大事態について調査審議すること。			
3	習志野市教育支援委員会	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適正な就学及び転学等、適切かつ継続的な支援に関する事項について調査審議すること。	1 学識経験者 2 医師 3 関係行政機関の職員 4 教育職員	13人以内	2年
4	習志野市青少年センター運営審議会	青少年センターの運営に関し、必要な事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 教育関係団体を代表する者 3 青少年育成団体を代表する者 4 福祉関係者 5 習志野警察署の職員 6 市職員 7 教育職員	10人以内	2年
5	習志野市公民館運営審議会	社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第2項に規定する公民館における各種事業の企画実施について調査審議すること。	1 学識経験者 2 公募に応じた市民 3 学校教育の関係者 4 社会教育の関係者 5 家庭教育の向上に資する活動を行う者	10人以内	2年

6	習志野市文化財審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第3項の規定に基づき教育委員会からの諮問に応じ文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関し教育委員会に建議すること。	文化財に関して優れた識見を有する者	5人以内	2年
7	習志野市史編さん委員会	市史編さんに関する基本的かつ総合的な方針に関する事項を調査審議すること。	1 学識経験者 2 市職員	8人以内	4年
8	習志野市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定により地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議すること。	1 スポーツに関する学識経験者 2 関係行政機関の職員	10人以内	2年